

処 分 の 名 称	火薬類の譲渡、譲受に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 17 条第 1 項
関係法令・条項	・火薬類取締法第 17 条第 2 項及び第 50 条の 2 ・火薬類取締法施行令第 2 条及び第 12 条 ・火薬類取締法施行規則第 35 条から第 37 条及び第 90 条の 2
審 査 基 準	・火薬類の取締り強化について（昭和 42 年 6 月 13 日 42 化局第 324 号） ・実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達） （昭和 43 年 9 月 3 日 43 化局第 435 号） ・コンクリート破砕器の取扱いについて （昭和 49 年 4 月 1 日通商産業省立地公害局保安課長通知） ・不用実包等の取扱に係わる火薬類取締法令の規定の解釈について （平成 19 年 7 月 27 日付 19 保安第 28 号） ・火薬類に関する対策の強化について（昭和 50 年 2 月 28 日 50 立局第 128 号）
標 準 処 理 期 間	15 日 （宮城県公安委員会の意見の聴取が不要な場合は 10 日）